

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任・工事長・工事主任
関西支店災害防止協議会

事務連絡(安-2022-28)
令和4年9月28日

清水建設株式会社関西支店
安全環境部長 辻 一嘉

清水建設関西支店取引業者災害防止協議会
会 長 岩田 正吾

墜落制止用器具（安全帯）の適切な使用の徹底について（再要請）

平素は、弊社の安全衛生管理活動に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の要請については 2020 年 10 月 15 日付事務連絡（安-20-38）で要請したところではありますが、関西支店内の作業所で安全帯を使用せずに 3.6m 墜落するという災害が発生した際、フルハーネス型の安全帯を着用していたため、たとえ安全帯を使用していたとしても墜落時に地面に到達していた可能性があります。

つきましては、安全帯の適切な使用について、下記事項を作業所関係者に再徹底するよう再度要請します。

記

墜落時にフルハーネス型の安全帯を着用する者が地面に到達するおそれがあることについて、次の事項を事業者に指導すること。

- (1) ロック機能付き巻取り式ランヤードの使用を推奨すること。
- (2) 高さ 5 m 以下の作業では胴ベルト型も使用可能であること。
ただし、人体への影響を考慮するとフルハーネス型のほうが望ましい。
- (3) フックの取付設備は、できるだけ高い位置とすること。
フックの取付高さによって、ショックアブソーバー 1 種と 2 種を適切に使い分けること。
- (4) 水平親綱はランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張ること。作業場所の構造上、低い位置に設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いること。

以 上

<添付資料> 2019 年 1 月 （一社法人）日建連

建設工事における「墜落制止用器具（安全帯）に係る『活用指針』」

※「胴ベルト型で差し支えない」を「ロック機能付き巻取り式ランヤードを使用」に読み替える

建設工事における

“墜落制止用器具（通称「安全帯」）”に係る『活用指針』

－ 「胴ベルト型」・「フルハーネス型」安全帯の使用基準（推奨） －



2019 年 1 月

一般社団法人 日本建設業連合会
安全委員会

本活用指針の提示に際して

労働安全衛生法令では、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することを規定し、このような措置が困難な場合には、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講じることを事業者に義務付けています。

そこで今般、墜落による労働災害防止対策を強化するため、安全帯に関する関係法令が改正され、2019年2月1日より安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改めるとともに、その性能要件等が見直されることになりました。また、これに併せて、厚生労働省では「墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定したほか、2019年1月には墜落制止用器具に係る構造規格が告示される予定になっています。

改正法令及びガイドラインの遵守については、建設業界をあげた取り組みが求められるところですが、日本建設業連合会では会員各社における安全管理の一助とするため、改正法令及びガイドラインに加え、建設事業者が自主的に講じることが望ましいと考えられる措置等も含めて体系化し、今回の活用指針を提示することとしました。

本指針の趣旨を踏まえ、墜落制止用器具（「安全帯」の呼称は継続）の適切な使用を促し、墜落防止対策の一層の充実を図っていただければ幸いです。

一般社団法人 日本建設業連合会【日建連】

安全委員会

委員長 伊藤 寛治〔飛島建設㈱ 代表取締役会長〕

安全対策部会

部会長	本 多 敦 郎	〔鹿島建設㈱ 安全環境部長〕
副部会長	小 森 裕 幸	〔清水建設㈱ 土木東京支店 安全環境部長〕
副部会長	竹 尾 透	〔大成建設㈱ 安全本部 安全部長〕
委員	村 田 理	〔㈱安藤・間 安全品質環境本部 安全部長〕
委員	木 下 義 久	〔㈱大林組 本社労務安全部 担当課長〕
委員	八 木 幹 夫	〔㈱熊谷組 安全品質環境本部 副本部長〕
委員	岡 田 一 顯	〔㈱鴻池組 安全環境部長〕
委員	岡 野 和 英	〔五洋建設㈱ 安全品質環境本部 安全品質環境部長〕
委員	佐 藤 親	〔佐藤工業㈱ 安全環境部長〕
委員	橋 本 雅 夫	〔㈱銭高組 安全環境部長〕
委員	佐々木 洋幸	〔㈱竹中工務店 安全環境本部長〕
委員	和 田 伸 一	〔東急建設㈱ 安全環境部長〕
委員	西中間 孝一	〔東洋建設㈱ 安全環境部 部長〕
委員	小 澤 重 雄	〔戸田建設㈱ 安全管理統轄部 副統轄部長〕
委員	最 川 隆 由	〔西松建設㈱ 安全環境品質本部 安全部長〕
委員	平 田 亨	〔日本国土開発㈱ 安全品質環境本部 安全品質環境部長〕
委員	小野 新一郎	〔㈱長谷工コーポレーション 建設部門 安全管理部 専任部長〕
委員	松 屋 英 夫	〔三井住友建設㈱ 安全環境統轄部長〕
委員	楨 尾 浩 二	〔㈱森本組 東京支店 安全環境部長〕

本活用指針の策定にあたって

今般の法令改正により、労働者に使用させる安全帯は“フルハーネス型”が基本である旨が定められたところであり、元請事業者・専門工事業者など全ての建設業者は関係法令やガイドラインで定められた事項を遵守し、適切な墜落災害防止対策を講じていく必要があります。

一方、建設業界では、法令で義務付けられた事項はあくまでも最低基準を定めたものであるという基本認識の下、安全帯の使用義務がない作業等においても労働者に“胴ベルト型安全帯”の着用・使用を促し、労働災害の未然防止に努めて来たという実績があり、“胴ベルト型安全帯”の着用は既に安全文化として定着しているため、安全管理水準が従来よりも後退するような事態は避けなければなりません。

また、万一の墜落時に“フルハーネス型安全帯”を着用している労働者が地面に到達するおそれがある場合には、“胴ベルト型安全帯”を着用していた方がより安全な場合があり得ること等も考慮する必要があります。

こうした状況を踏まえ、本活用指針は、関係法令及びガイドラインの遵守徹底を図りつつ、可能な範囲で“胴ベルト型安全帯”を引き続き活用していくという基本的方向性の下で取り纏めたものです。

なお、建設工事現場における個々の作業は多種多様であり、安全帯についても画一的な基準がそぐわない場面も想定されるため、建設業界としての申し合わせ事項に関しては、基本的な選択肢を提示するにとどめ、更なる取り決めや詳細については会員各社又は個々の工事事務所に判断を委ねていることにご留意ください。

建設労務安全研究会〔労 研〕

*主要ゼネコン 37 社ほかの安全・労務責任者を構成員とする調査研究機関

理 事 長 本多 敦郎 〔鹿島建設(株) 安全環境部長〕

特別委員会（本指針の策定）

委員長	最川 隆由	〔西松建設(株) 安全環境品質本部 安全部長〕
委 員	小澤 重雄	〔戸田建設(株) 安全管理統轄部 副統轄部長〕
委 員	佐々木洋幸	〔(株)竹中工務店 安全環境本部長〕
委 員	竹尾 透	〔大成建設(株) 安全本部 安全部長〕
委 員	八木 幹夫	〔(株)熊谷組 安全品質環境本部 副本部長〕
委 員	石堂 基	〔西松建設(株) 安全環境品質本部安全部 安全課長〕

目 次

1. 安全帯の着用・使用に関する基本的な方針	P 4
2. 安全帯の選定にあたっての具体的なケース	P 5
3. 安全帯の使用基準（推奨）	P 8

－ 安全帯の作業別使用例（イラスト）－

< 参 考 >

労働安全衛生法	P36
---------	-----

- ・労働安全衛生規則第 518 条（作業床の設置等）
- ・労働安全衛生規則第 519 条（作業床の端等からの墜落防止）
- ・労働安全衛生規則第 194 条の 22（要求性能墜落制止用器具等の使用）
- ・クレーン等安全規則第 26 条、第 27 条（搭乗の制限）
- ・ゴンドラ安全規則第 17 条（要求性能墜落制止用器具等）

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン （平成 30 年 6 月 22 日付、基発 0622 第 2 号）	P38
--	-----

墜落制止用器具に係る質疑応答集 （平成 30 年 11 月 26 日付、基安安発 1120 第 2 号）	P46
---	-----

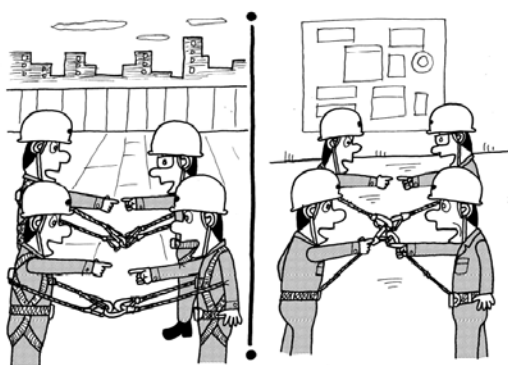
特別教育対象作業に該当するかを判断するための「作業床」の定義	P56
--------------------------------	-----

1. 安全帯の着用・使用に関する基本的な方針

(1) 有効な安全文化「胴ベルト型安全帯の原則着用」の保持・継続

建設業界においては胴ベルト型安全帯の着用が安全文化として定着しており、労働者の安全意識の向上を図っていく上で重要な役割を果たしている。

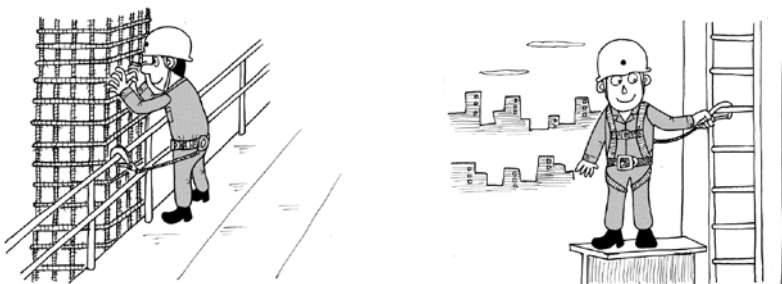
今般の改正により「安全帯」は「墜落制止用器具」に名称変更されるが、建設工事現場の安全管理水準の維持・向上を図っていく上で、胴ベルト型安全帯の着用徹底が依然として有効な手法であること自体に変わりはなく、可能な範囲で従来同様の取組みを継続していくことが望ましい。



(2) 法令・ガイドラインの遵守と落下距離等に応じた適切な選定

高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設けた上で、墜落のおそれがある箇所には囲い、手すり等を設けて労働者が墜落すること自体を防止することが原則であるが、作業床を設けることが困難なとき、又は墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等を設けることが著しく困難なときには、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講じなければならない。この場合、労働者に使用させる安全帯はフルハーネス型が基本となる。

ただし、高さ5メートル以下のように、万一の墜落時にフルハーネス型安全帯を着用している労働者が地面に到達するおそれがある場合には、フルハーネス型ではなく胴ベルト型の安全帯を着用していた方がより安全な場合があり得る。そのため、想定される労働者の落下距離等に応じた適切な安全帯を選定する必要がある。



2. 安全帯の選定にあたっての具体的なケース

(1) フルハーネス型安全帯を必ず選定しなければならない場合

ア 高さが 5 メートルを超え、かつ墜落のおそれがある箇所で作業を行うが作業床を設けることが困難なとき

イ 高さが 5 メートルを超え、かつ作業床はあるが墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等を設けることが著しく困難なとき

ウ 上記ア又はイに該当する箇所への通行・昇降のとき

エ ブーム式高所作業車を用いて、高さ 5 メートルを超える箇所で作業を行うとき

オ 高さが 2 メートル以上の柱上作業等で、ワークポジショニング作業を行うとき（フックを頭上に取り付けることが可能なとき）

※ ア、イ及びエについては、法令上はフルハーネス型安全帯を必ず使用しなければならない高さは 6.75 メートルを超える箇所とされているが、ガイドラインにおいて建設作業の場合には高さ 5 メートルを超える箇所ではフルハーネス型を使用することとされたことを踏まえ、高さ 5 メートルを基準としている。

※ ウは法令・ガイドラインには規定がないが、ア又はイに直結する行為であり、ア及びイと同等の措置を講じる必要がある。

(2) 建設工事現場の状況又は作業内容等に応じ、フルハーネス型と胴ベルト型の安全帯のいずれかを選択して選定しなければならない場合

ア 高さが 2 メートル以上 5 メートル以下であり、かつ墜落のおそれがある箇所で作業を行うが作業床を設けることが困難なとき

イ 高さが 2 メートル以上 5 メートル以下であり、かつ作業床はあるが墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等を設けることが著しく困難なとき

ウ 上記ア又はイに該当する箇所への通行・昇降のとき

エ ブーム式高所作業車を用いて高さ 5 メートル以下で作業を行うとき又は垂直昇降式高所作業車を用いて作業を行うとき

(3) 建設工事現場の状況又は作業内容等に応じ、フルハーネス型と胴ベルト型の安全帯のいずれかを選択して選定するか、又は安全帯を着用しないこととしても差し支えない場合

ア 高さが 2 メートル以上で作業床があり、かつ墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等を設けているとき

イ 高さが 2 メートル未満であり、かつ作業床を設けることが困難なとき

- ウ 上記ア・イに該当する箇所への通行・昇降のとき
- ※ 墜落のおそれがある箇所に囲い、手すり等が設けられている場合であっても、作業の必要上臨時に当該設備が取り外され原状回復されていない可能性等が生じ得るため、安全帯を着用しておくことが望ましい
- ※ 作業床を設けることが困難な箇所で作業をする職種の場合には、作業床の高さで選択する安全帯を付け替えることは事実上困難であることを考慮することが望ましい

(4) 建設工事現場の状況又は作業内容等に応じ、胴ベルト型安全帯を選定するか、又は安全帯を着用しないことにしても差し支えない場合

- ア 地上において作業（通行）を行い、高所へは立ち入らないとき
- イ 高さが２メートル未満の箇所で作業を行うとき（作業床を設けることが困難なときを除く）
- ウ 高さが２メートル未満の箇所への通行・昇降のとき
- ※ 胴ベルト型安全帯を選定する場合には、ロック機能付き巻き取り式ランヤードを備えたものとし、フックの取付け位置を出来るだけ高くする等着用している労働者が地面に到達するおそれを極力少なくすることが望ましい。

3. 安全帯の使用基準（推奨）

「赤字」:法令・ガイドラインに基づく
「青字」:建設業界としての申し合わせ

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業時 の状況	ケースA1 ※特別教育対象(胴ベルトの 場合を除く)	ケースA2	ケースB	ケースC	ケースD1	ケースD2	ケースE ※特別教育対象	
	墜落のおそれあり		墜落のおそれがある箇所には、囲い・手すりの設置等の墜落防止措置が講じられている				墜落のおそれあり	
	作業床を設けることが困難なとき ※ 安衛則 518 条 2 項	作業床はあるが、囲い・手すり等を設けることが著しく困難なとき ※ 安衛則 519 条 2 項	作業床を設けることが困難な箇所又は作業床はあるが囲い・手すり等を設けることが著しく困難な箇所への通行・昇降のとき ※ 通路に墜落防止措置が講じられている場合	作業床があり、囲い・手すり等を設けている箇所で行うとき 作業床があり、囲い・手すり等を設けている箇所への通行・昇降のとき	ブーム式高所作業車を用いて作業を行うとき ※ 構造規格に基づき作業床には囲い等が設けられているが、作業床は不安定であり、法的に安全帯の使用義務が課せられている ※ 安衛則 194 条の 22	垂直昇降式高所作業車を用いて作業を行うとき	柱上作業等でワークポジショニング作業を行うとき ※ U字吊り用器具は単独では使用不可(安全帯の併用が必要) ※ 安衛則 518 条 2 項	
作業時 の高さ								
作業例	① 鉄骨の梁取付作業 ② 山留めの切梁取付作業 ③ 単管抱き足場組立作業	① 外壁の取付作業 ② 作業床端部への手すりの取付作業	① タラップ、はしごを使用する昇降(安全ブロック等を使用) ② 手すり、中棧がある階段を使用する昇降	① 手すり等がある場所で行う作業(配筋・電気・設備工事等) ② 手すり、中棧がある階段を使用する昇降	ブーム式高所作業車を使用して行う作業	垂直昇降式高所作業車を使用して行う作業	電柱作業	
6.75m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的には使用不要]	(3)ア・ウ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(2)エ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	
	5m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]		(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的には使用不要]		(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]	(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	(2)ア 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可]	(2)イ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可]		(2)ウ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]		(2)エ 「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可]	(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可 ガイドラインではフルハーネス型]
備考	※ ケース A1、A2 及び B の場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。 ※ 高さが5m以下の箇所で行う場合には、万一墜落した場合に被災者が地面に到達するおそれを極力生じさせないようにするため、ロック機能付き巻き取り式ランヤードを備えた安全帯を選定したり、安全帯の取付設備を出来るだけ高い位置に設ける等の措置を講じる必要があります。				※ 高所作業車を用いて作業を行うときの「高さ」は、実際の作業時における作業床の高さで判断します。 ※ ケースD1の場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所の双方で作業を行う場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。		※ 頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型着用者が地面に到達するおそれのある場合は、「胴ベルト型」の使用も認められます。	

※ 特別教育対象外の作業においても「フルハーネス型」安全帯の適切な使用方法を学んでもらうために特別教育を受講することを推奨します。

—安全帯の作業別使用例(イラスト)—

No.	イラスト内容
1	杭工事における検尺等の作業
2	既製杭の打設でリーダー上で点検等を行う作業
3	枠組足場の組立解体作業(足場材の緊結、取り外し、受渡し等)
4	手すり先行工法による足場の組立解体作業(足場材の緊結、取り外し、受渡し等)
5	壁つなぎのシーリング作業
6	切梁・腹起こしの組立・解体作業のうち梁上での作業
7	梁型枠上に乗って根太材の設置作業
8	柱鉄筋の組立作業
9	地中梁上での作業
10	PC梁の据付作業
11	鉄骨梁の取付作業
12	鋼製デッキの敷き込み作業
13	PCカーテンウォールの取付作業
14	カーテンウォールの取付作業
15	外部足場において内側の筋交い等を外しての作業(タイル貼)
16	外部足場において内側の筋交い等を外しての作業(左官)
17	設備の空調ダクト等の取付作業
18	擁壁・石積の作業
19	解体した内装材の撤去作業
20	屋根スレートの解体作業
21	ゴンドラを使用してのクリーニングやシーリングの作業
22	ブーム式高所作業車のバスケット上での作業
23	垂直昇降式高所作業車の作業床上での作業
24	トンネル坑内でのドリルジャンボのバスケット上での作業
25	トンネル坑内でのシート台車上での作業

※ 本イラストは、安全帯の使用例を分かりやすく示すために作成したものであり、法令及び厚生労働省通達等により求められているすべての安全対策がイラストに描かれている訳ではありません。

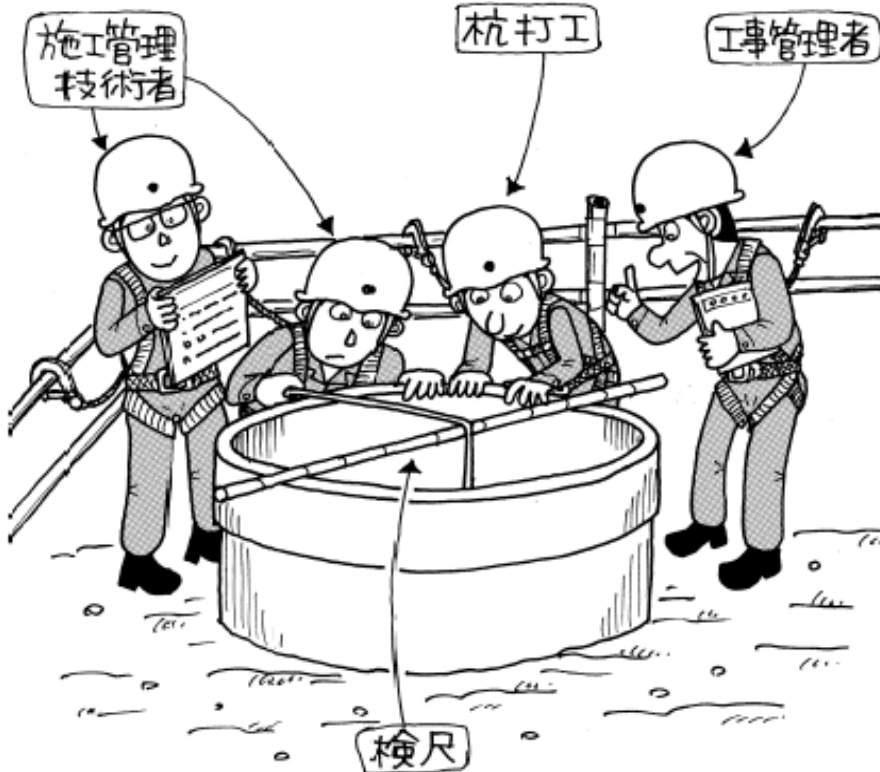
安全帯の作業別使用例

NO.	1	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	---	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例		杭工事		ケーシングの高さが85cm未満の場合で囲い等を設けることが著しく困難な時の例
		杭工事における検尺等の作業		
建設業界推奨		フルハーネス型		
特別教育 該当の有無		該当なし		
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に着用義務あり]		
	5m	「フルハーネス型」 [法的に着用義務はあるが、 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]		
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]		
関係条文		労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。		

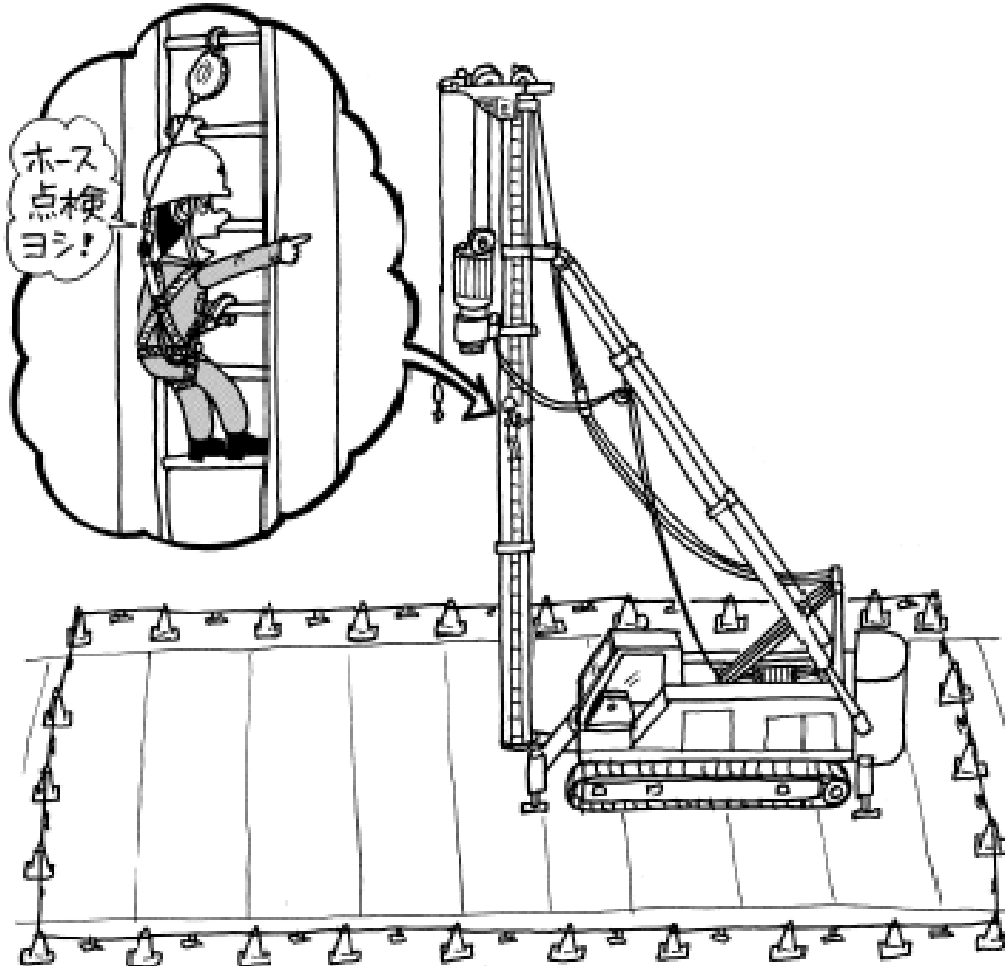
安全帯の作業別使用例

NO.	2	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	---	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	杭工事		リーダー上でホースの点検等を行う作業の例 
	既製杭の打設でリーダー上で点検等を行う作業		
建設業界推奨	フルハーネス型		
特別教育 該当の有無	該当あり		
作業時の 高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]	
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可]	
関係条文	労働安全衛生規則 第518条2項(作業床の設置等) 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。		

安全帯の作業別使用例

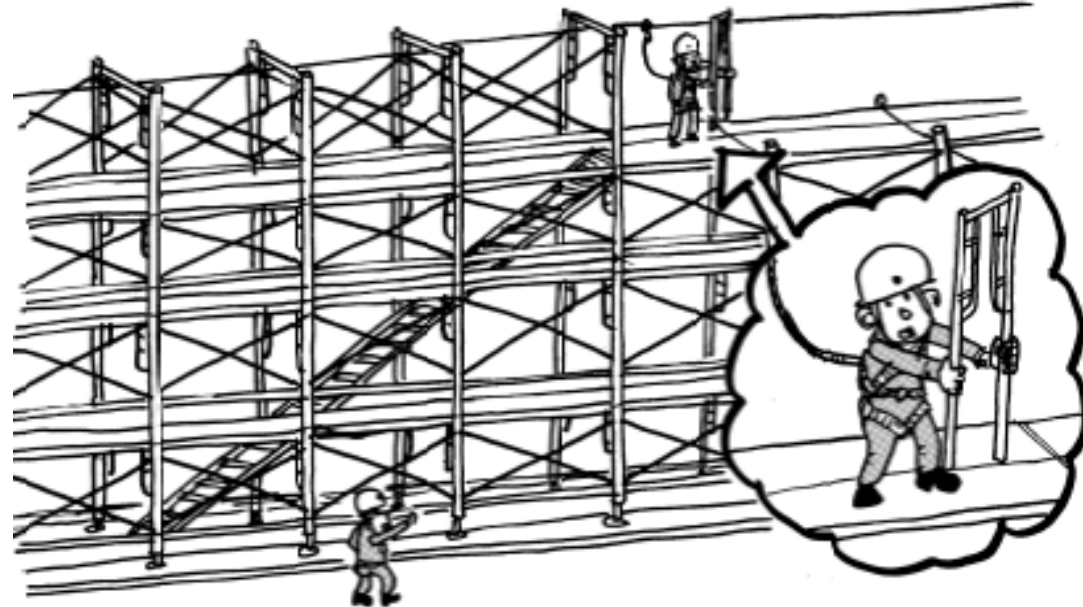
NO.	3	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	---	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

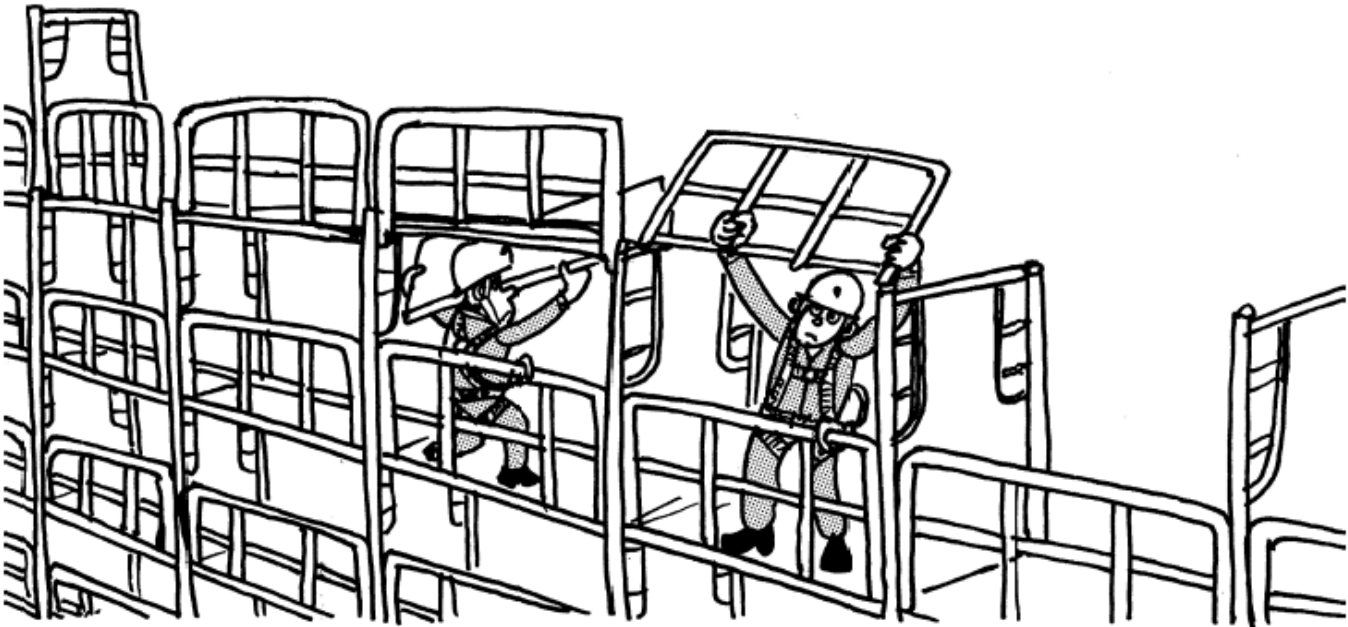
作業の 具体例	仮設工事	
	枠組足場の組立解体作業 (足場材の緊結、取り外し、受渡し等)	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当なし	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に着用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に着用義務はあるが、 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]

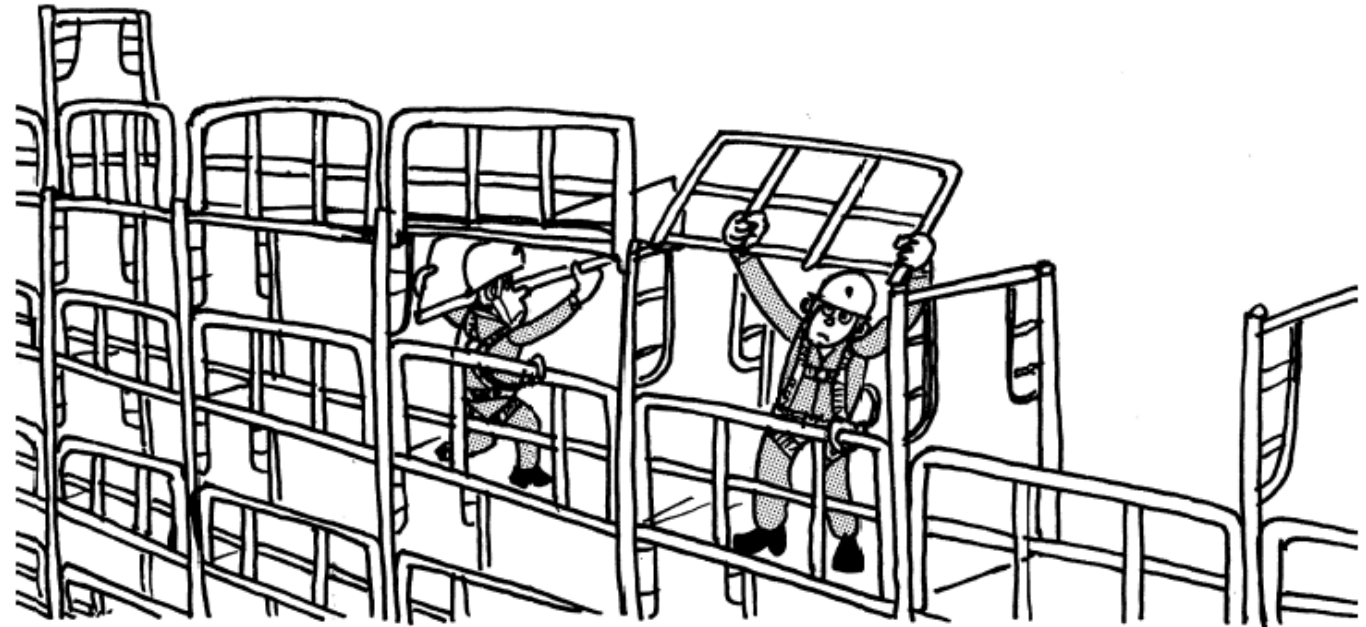


※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。

関係条文	労働安全衛生規則 第564条1項4号ロ(足場の組立て等の作業) 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。 ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。
	労働安全衛生規則 第566条4号(足場の組立て等作業主任者の職務) 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 ただし、解体の作業のときは、第1号の規定は、適用しない。 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

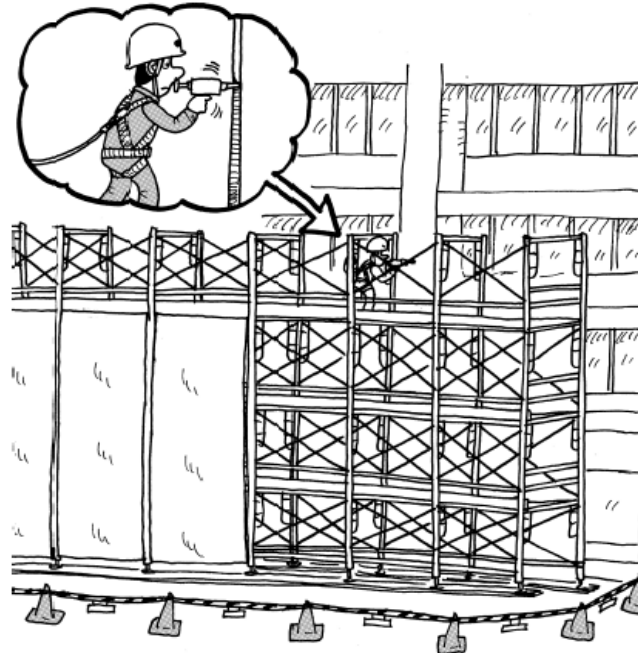
安全帯の作業別使用例

NO.		4	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ		「フルハーネス型」		「胴ベルト型」 で差し支えない		2019年1月1日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会	
作業の 具体例			仮設工事 手すり先行工法による足場の組立解体作業 (足場材の緊結、取り外し、受渡し等)							
建設業界推奨			フルハーネス型							
特別教育 該当の有無			該当なし							
作業時 の高さ			6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]						
			5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]						
			2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]						
										
			※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。							
関係条文			労働安全衛生規則 第564条1項4号ロ(足場の組立て等の作業) 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。 ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。 労働安全衛生規則 第566条4号(足場の組立て等作業主任者の職務) 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 ただし、解体の作業のときは、第1号の規定は、適用しない。 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。							



安全帯の作業別使用例

NO.	5	「赤字」:法令・ガイドラインに基づく 「青字」:建設業界としての申し合わせ		「フルハーネス型」	「胴ベルト型」 で差し支えない	2019年1月1日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会
作業の 具体例	外壁工事 壁つなぎのシーリング作業	外部足場の内側の筋交いを外し、壁つなぎを外した跡にシーリングの充填をする作業の例				
建設業界推奨	フルハーネス型					
特別教育 該当の有無	該当なし					
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]				
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]				
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]				
		※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。				
関係条文		労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 労働安全衛生規則 第563条1項3号(作業床) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。 イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。)次のいずれかの設備 (1)交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の棧もしくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 (2)手すりわく ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等 労働安全衛生規則 第563条3項1号(作業床) 第1項第3号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。				



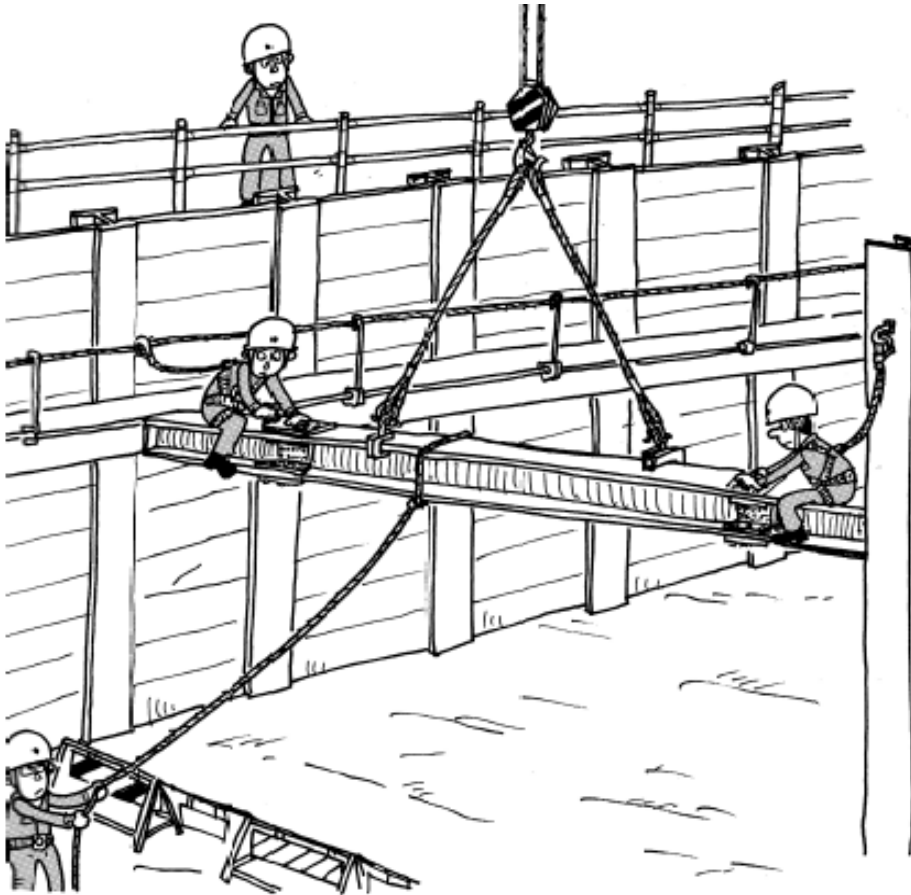
安全帯の作業別使用例

NO.	6	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	---	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	山留工事	
	切梁・腹起こしの組立解体作業 のうち梁上での作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当あり	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
		
関係条文 労働安全衛生規則 第375条3号(土止め支保工作業主任者の職務) 事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。 労働安全衛生規則 第518条2項(作業床の設置等) 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。		

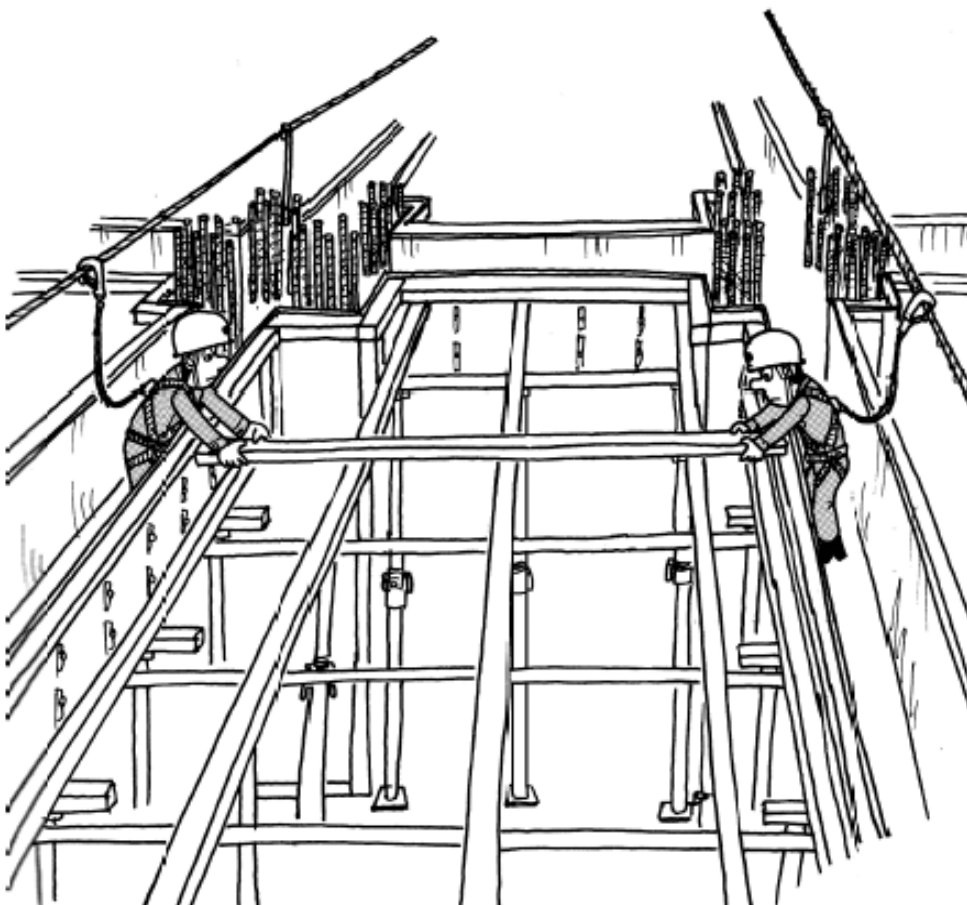
安全帯の作業別使用例

NO.	7	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	---	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	型枠工事	
	梁型枠上に乗って根太材の 設置作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当あり	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
		
関係条文	労働安全衛生規則 第247条3号(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務) 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。 労働安全衛生規則 第518条2項(作業床の設置等) 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	

安全帯の作業別使用例

NO.		8		「赤字」:法令・ガイドラインに基づく 「青字」:建設業界としての申し合わせ		「フルハーネス型」		「胴ベルト型」 で差し支えない		2019年1月1日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会	
作業の 具体例		鉄筋工事 柱鉄筋の組立作業		内側に手すりや中棧を設けることが著しく困難な例(作業床の高さが5m以下でしか作業しない場合)							
建設業界推奨		胴ベルト型									
特別教育 該当の有無		該当なし									
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]									
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト 型でも可。ガイドラインではフルハー ネス型]									
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]									
		※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。									
関係条文		労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 労働安全衛生規則 第563条1項3号(作業床) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。 イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。)次のいずれかの設備 (1)交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の棧若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 (2)手すりわく ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等 労働安全衛生規則 第563条3項1号(作業床) 第1項第3号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。									

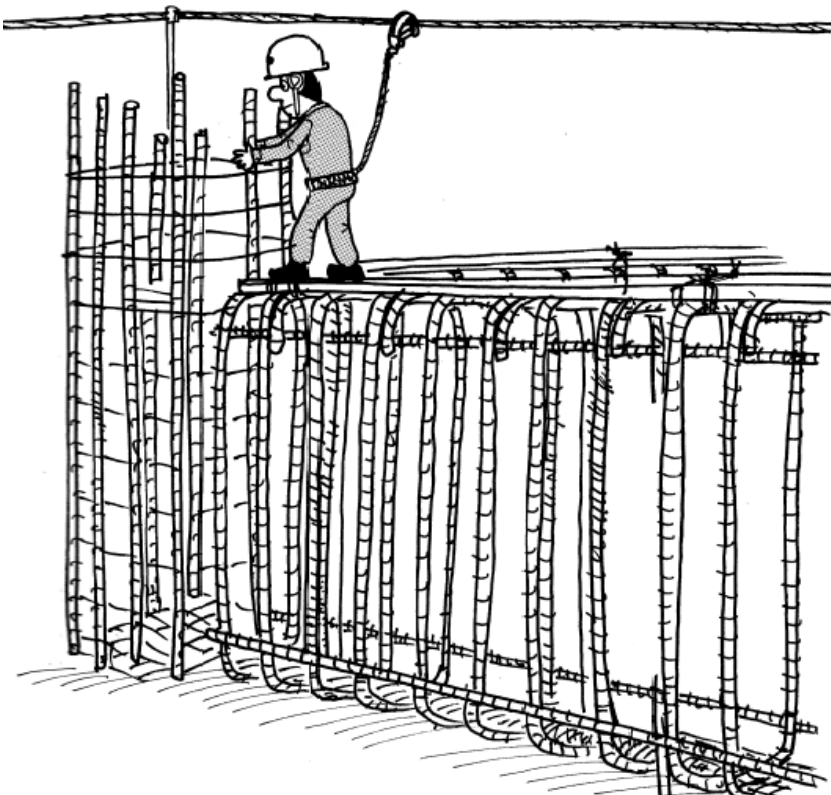
安全帯の作業別使用例

NO.	9	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	---	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	鉄筋工事		手すり・中棧などを設けることが著しく困難な例(5m以下の高さで足場板を敷いて作業している場合)
	地中梁上での作業		
建設業界推奨	胴ベルト型		
特別教育 該当の有無	該当なし		
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]	
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]	
関係条文	労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。		

※足場板等の敷設がなければ作業床とはみなされません。
※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。

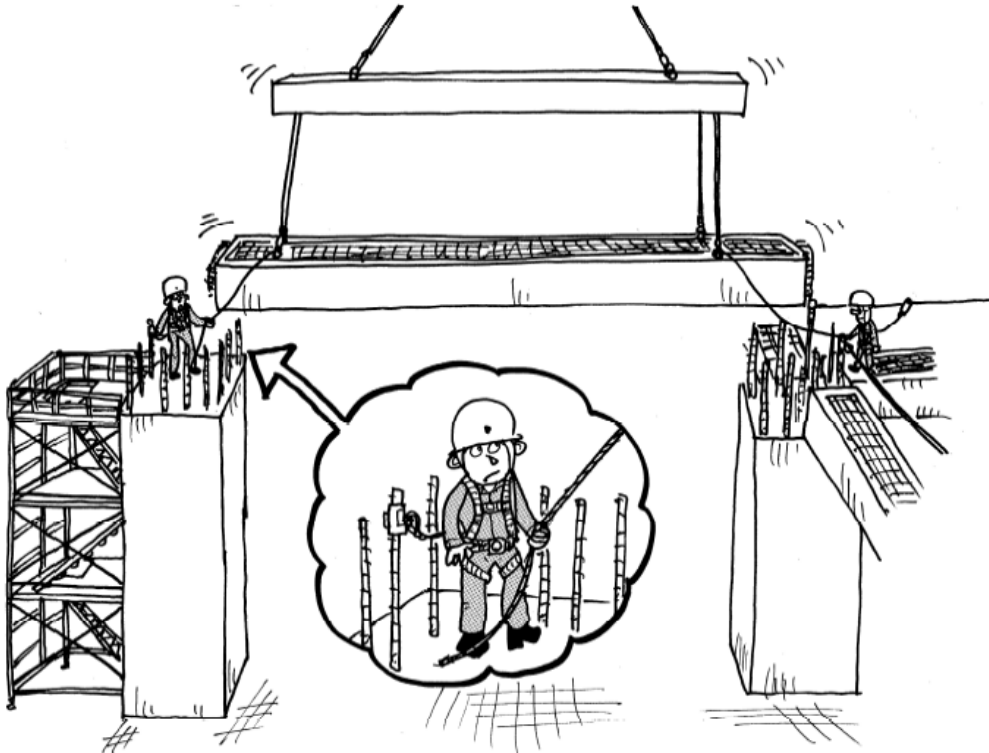
※足場板等の敷設がなければ作業床とはみなされません。
※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。

安全帯の作業別使用例

NO.	10	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」	「胴ベルト型」 で差し支えない	2019年1月1日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会
-----------	--------------------	--

作業の 具体例	PC工事	
	PC梁の据付作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当あり (作業床がない場合)	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]



※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。
※PC梁上で取付作業を行う場合は、作業床を設けることが困難な場合(518条2項)に該当し、取付された十分に広さの確保されたPC柱上またはPCスラブ上で作業を行う場合は、作業床の端で囲い等を設けることが著しく困難な場合(519条2項)に該当する。

関係条文	労働安全衛生規則 第518条2項(作業床の設置等) 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
------	---

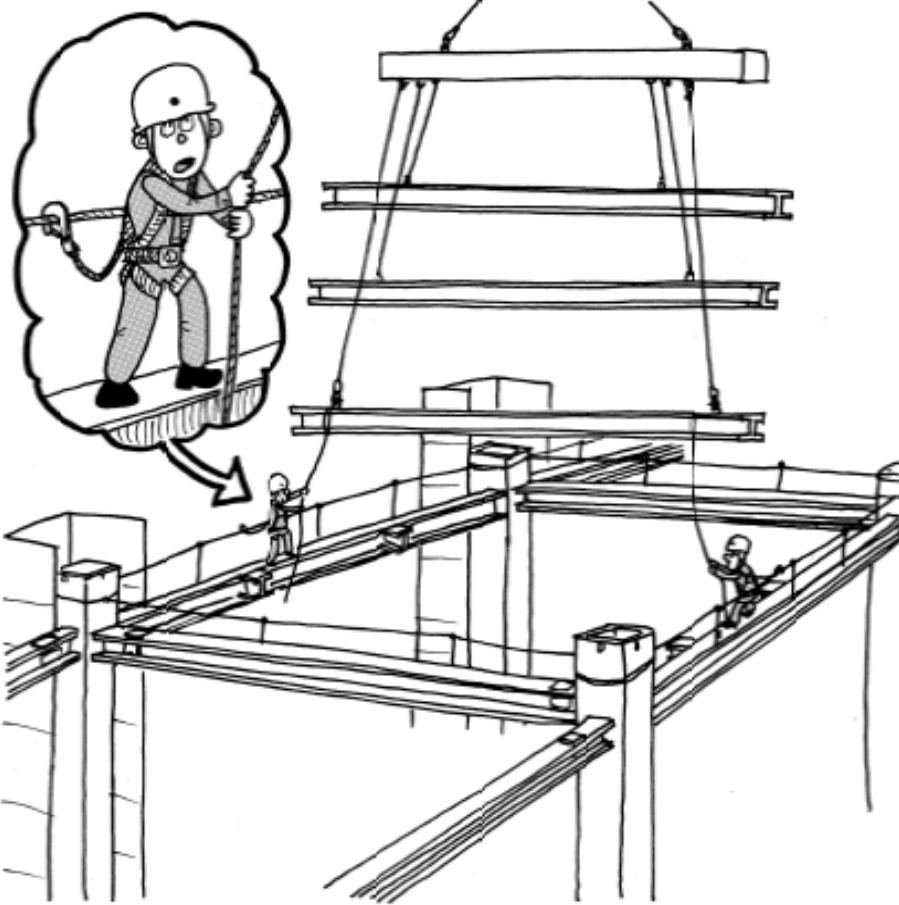
安全帯の作業別使用例

NO.	11	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	鉄骨工事	
	鉄骨梁の取付作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当あり	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
		
関係条文	労働安全衛生規則 第517条の5 3号(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務) 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。	
	労働安全衛生規則 第518条2項(作業床の設置等) 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	

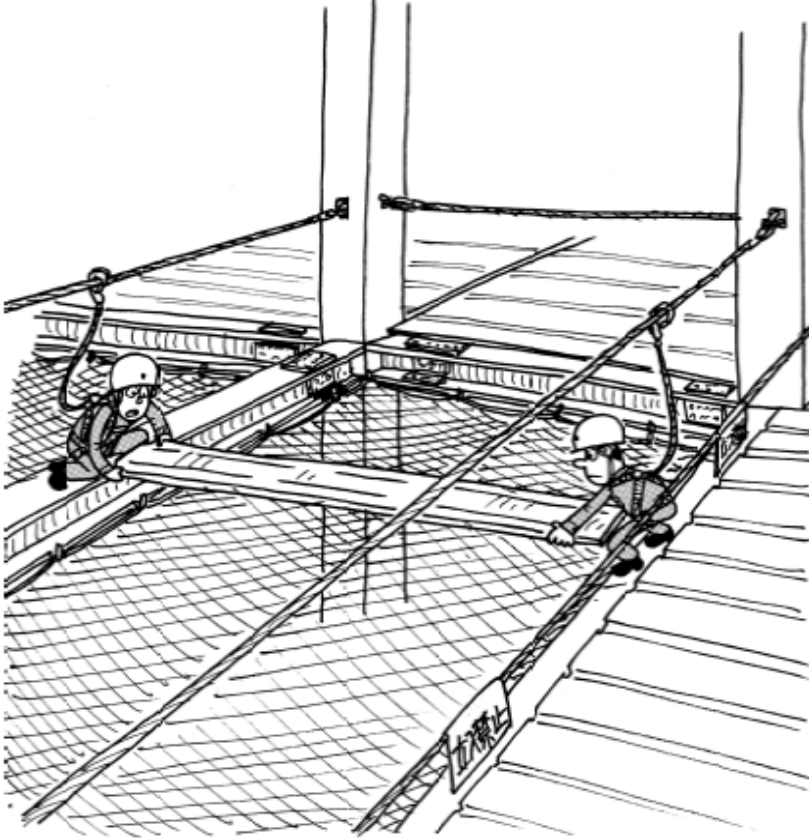
安全帯の作業別使用例

NO.	12	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	鉄骨工事	
	鋼製デッキの敷き込み作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当あり (作業床がない場合)	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
		
※鉄骨梁上で取付作業を行う場合は、作業床を設けることが困難な場合(518条2項)に該当し、取付されたデッキ上で作業を行う場合は、作業床の端で囲い等を設けることが著しく困難な場合(519条2項)に該当する。		
関係条文	労働安全衛生規則 第518条2項(作業床の設置等) 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	
	労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	

安全帯の作業別使用例

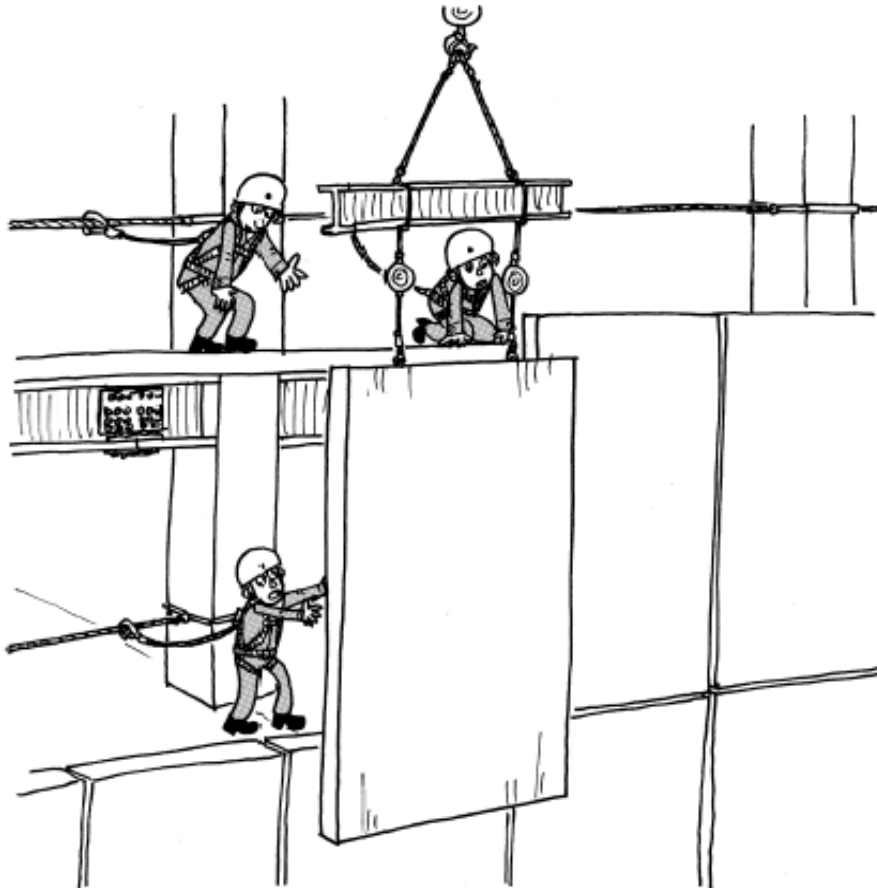
NO.	13	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	外壁工事	
	PCカーテンウォールの取付作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当なし	
作業時 の高さ		「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	6.75m	
		「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	5m	
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
関係条文	労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	



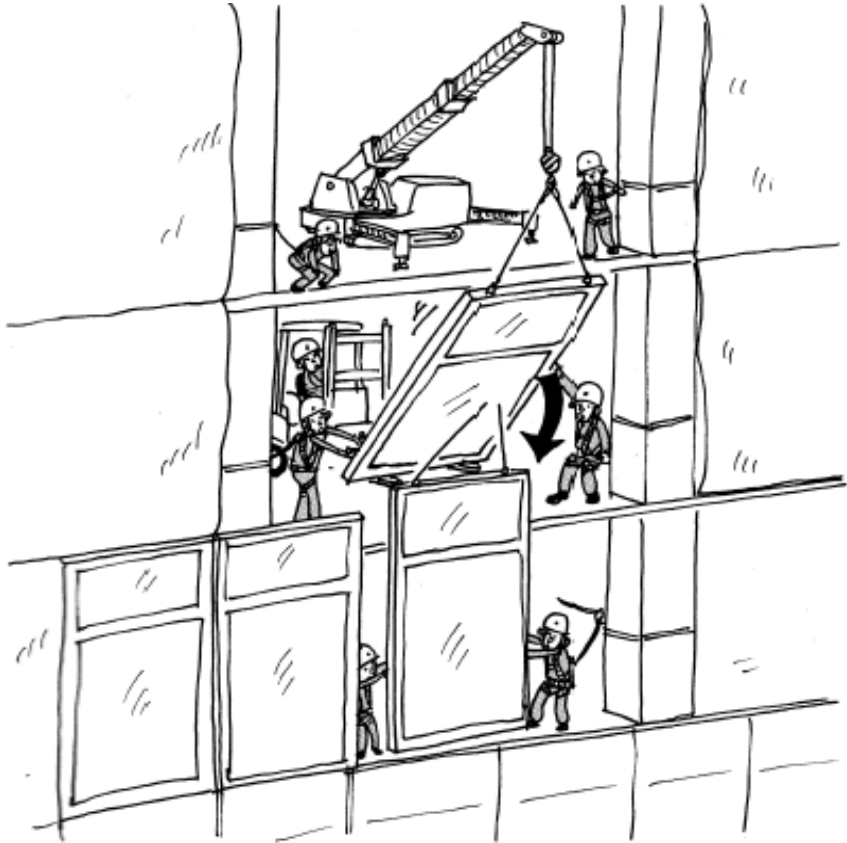
安全帯の作業別使用例

NO.	14
-----	----

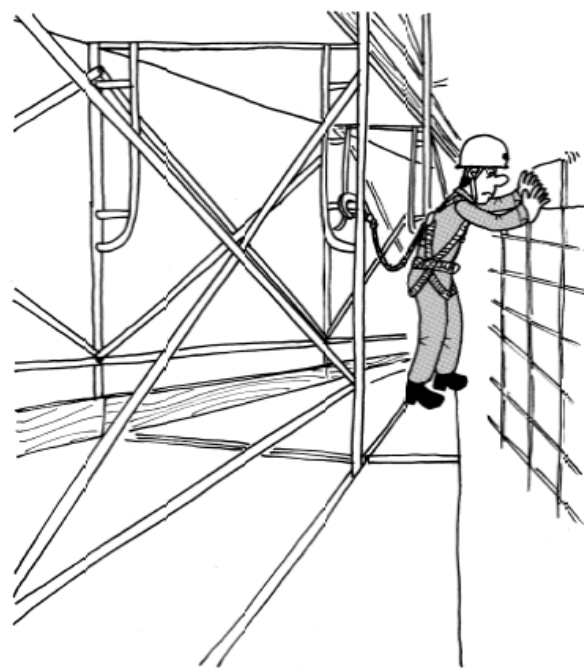
「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく
「青字」: 建設業界としての申し合わせ

「フルハーネス型」	「胴ベルト型」 で差し支えない
-----------	--------------------

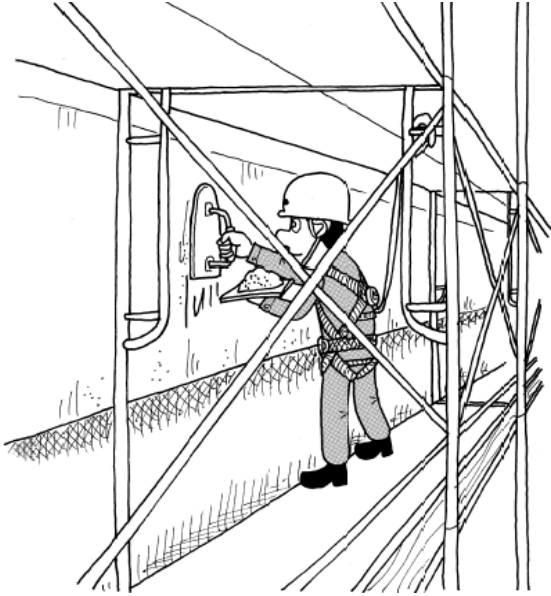
2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	外壁工事	
	カーテンウォールの取付作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当なし	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
 *イラスト中にある矢印は時間の推移を示すものです。		
関係条文	労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	

安全帯の作業別使用例

NO.	15	「赤字」:法令・ガイドラインに基づく 「青字」:建設業界としての申し合わせ	「フルハーネス型」	「胴ベルト型」 で差し支えない	2019年1月1日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会
作業の 具体例	外壁工事(タイル貼) 外部足場において内側の 筋交い等を外しての作業				
建設業界推奨	フルハーネス型				
特別教育 該当の有無	該当なし				
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]			
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]			
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]			
※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。					
関係条文	労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 労働安全衛生規則 第563条1項3号(作業床) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。 イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。)次のいずれかの設備 (1)交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の棧若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 (2)手すりわく ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等 労働安全衛生規則 第563条3項1号(作業床) 第1項第3号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。				

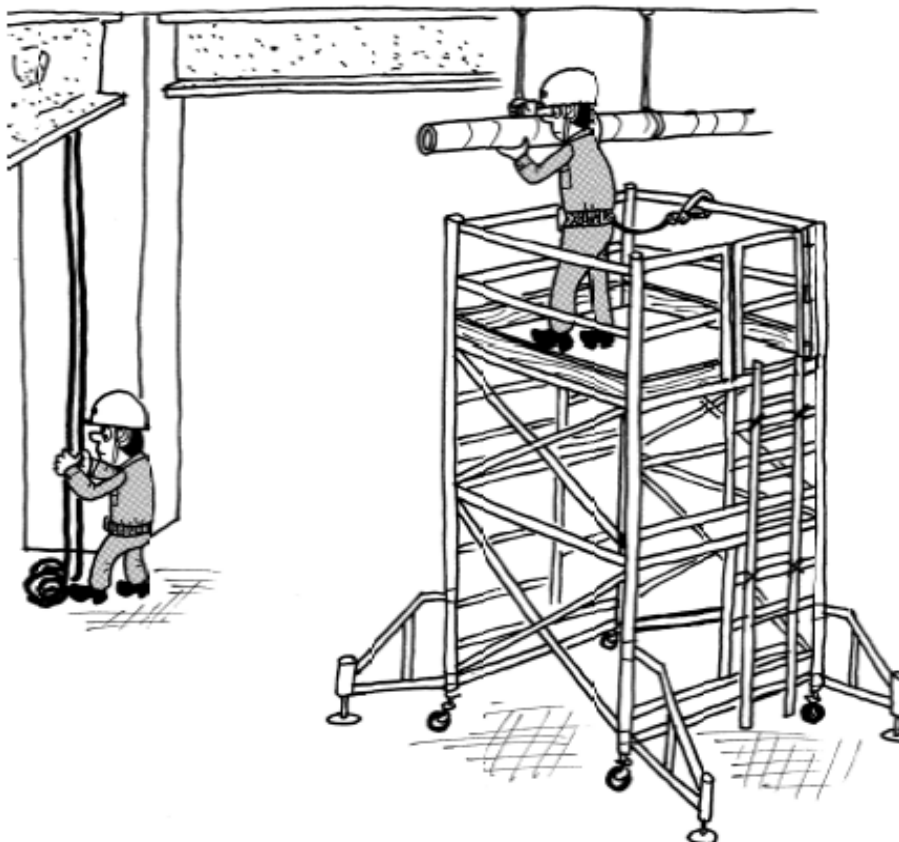
安全帯の作業別使用例

NO.	16	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ	「フルハーネス型」	「胴ベルト型」 で差し支えない	2019年1月1日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会
作業の 具体例	外壁工事(左官) 外部足場において内側の 筋交い等を外しての作業	外部足場において内側の筋交い・下線を外して作業する場合の例			
建設業界推奨	フルハーネス型				
特別教育 該当の有無	該当なし				
作業時 の高さ	6.75m				
	5m				
	2m				
		「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]	※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。 ※筋交い・下線が取り付けられた箇所で作業する場合には、高さに関係なく胴ベルト型で差し支えありません。(法的には使用不要) 但し、筋交いや下線が外されている箇所がある場合には適用されませんので、高さに応じた安全帯が必要になります。
関係条文		労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 労働安全衛生規則 第563条1項3号(作業床) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。 イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。)次のいずれかの設備 (1)交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の棧若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 (2)手すりわく ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等 労働安全衛生規則 第563条3項1号(作業床) 第1項第3号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。			

安全帯の作業別使用例

NO.	17	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」	「胴ベルト型」 で差し支えない	2019年1月1日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会
-----------	--------------------	--

作業の 具体例		設備工事		足場に手すり・中棧が取り付けられている場合の例
		設備の空調ダクト等の取付作業		
建設業界推奨		胴ベルト型		
特別教育 該当の有無		該当なし		
作業時 の高さ	6.75m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]		
	5m			
	2m			
関係条文		労働安全衛生規則 第563条1項3号(作業床) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。 イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。)次のいずれかの設備 (1)交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の棧若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備 (2)手すりわく ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中棧等		

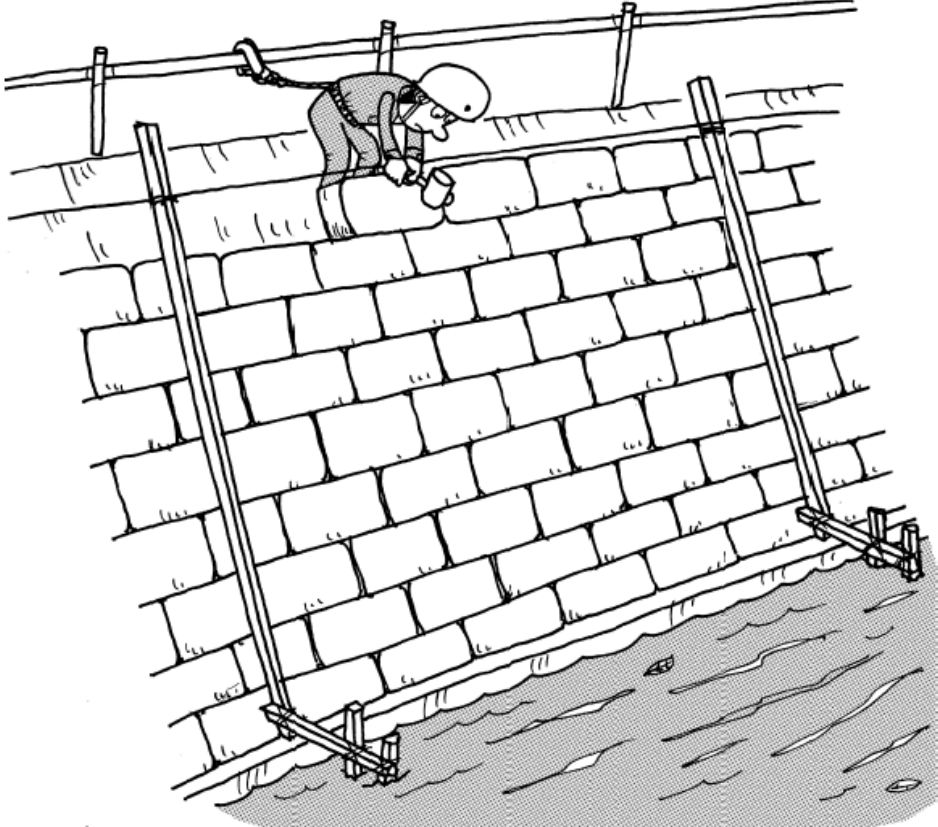
安全帯の作業別使用例

NO.	18	「赤字」:法令・ガイドラインに基づく 「青字」:建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	石積工事		下部から足場を組めない場合等の例(5m以下の高さの作業床でしか作業をしない場合)
	擁壁・石積の作業		
建設業界推奨	胴ベルト型		
特別教育 該当の有無	該当なし		
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に着用義務あり]	
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]	
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]	
関係条文	労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。		

※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。

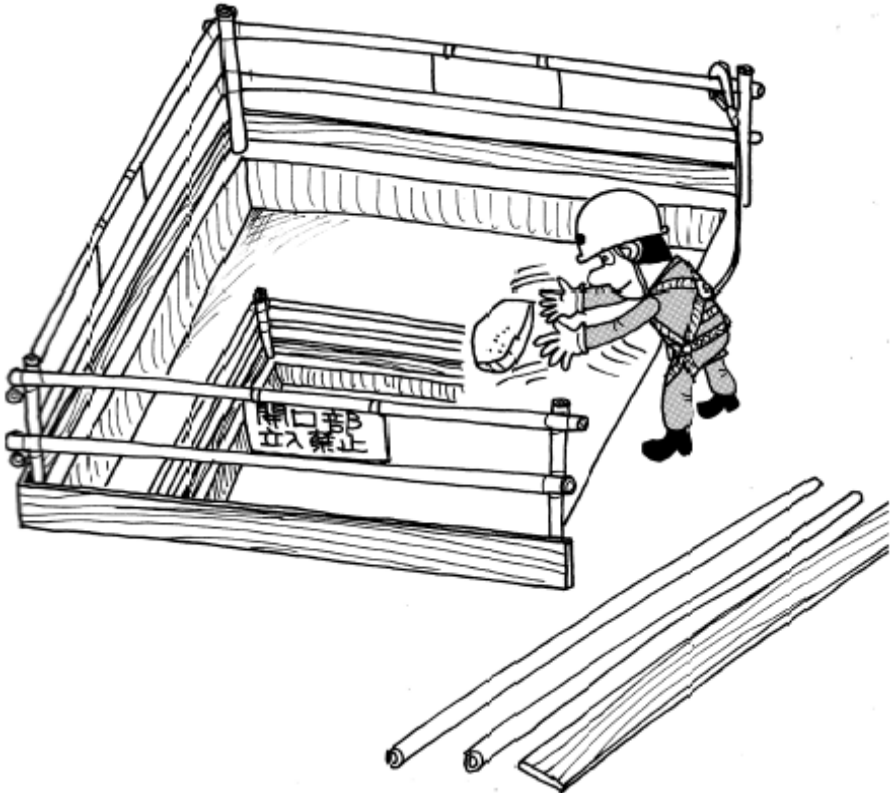
安全帯の作業別使用例

NO.	19	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	解体工事		開口部の手すり・中棧を取り外して行う作業の例
	解体した内装材の撤去作業		
建設業界推奨	フルハーネス型		
特別教育 該当の有無	該当なし		
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]	
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]	
関係条文	労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。		

※3m以上の高さから物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く等労働者の危険を防止するための措置が必要です。

安全帯の作業別使用例

NO.	20
「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ	

「フルハーネス型」	「胴ベルト型」 で差し支えない
-----------	--------------------

2019年1月1日
 (一社)日本建設業連合会
 建設労務安全研究会

作業の 具体例	屋根工事	
	屋根スレートの解体作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当なし	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に着用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
関係条文	労働安全衛生規則 第524条(スレート等の屋根上の危険の防止) 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	



安全帯の作業別使用例

NO.	21	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	ゴンドラ作業	
	ゴンドラを使用しての クリーニングやシーリングの作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当なし	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に着用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。		
関係条文	ゴンドラ安全規則 第17条(要求性能墜落制止用器具等) 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第130条の5第1項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下この条において「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させなければならない。 2 つり下げのためのワイヤーロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の要求性能墜落制止用器具等は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。	

安全帯の作業別使用例

NO.	22	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	高所作業車	
	ブーム式高所作業車の バスケット上での作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当なし	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス 型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可]
※作業床の高さが5m以下のみで作業を行う場合は胴ベルト型で差し支えありません。		
関係条文	労働安全衛生規則 第194条の22(要求性能墜落制止用器具等の使用) 事業者は、高所作業車(作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。)を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。 2 前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。	

※作業床の高さが5m以下のみで作業を行う場合は胴ベルト型で差し支えありません。

安全帯の作業別使用例

NO.	23	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	高所作業車		
	垂直昇降式高所作業車の 作業床上での作業		
建設業界推奨	胴ベルト型		
特別教育 該当の有無	該当なし		
作業時 の高さ		「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]	
	6.75m		
	5m		
	2m		
関係条文	労働安全衛生規則 第194条の22(要求性能墜落制止用器具等の使用) 事業者は、高所作業車(作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。)を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。 2 前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。		

※手すり・中棧等が取り外された場合は法的義務が発生するため、5mを超える高さではフルハーネス型を使用する。(519条2項)

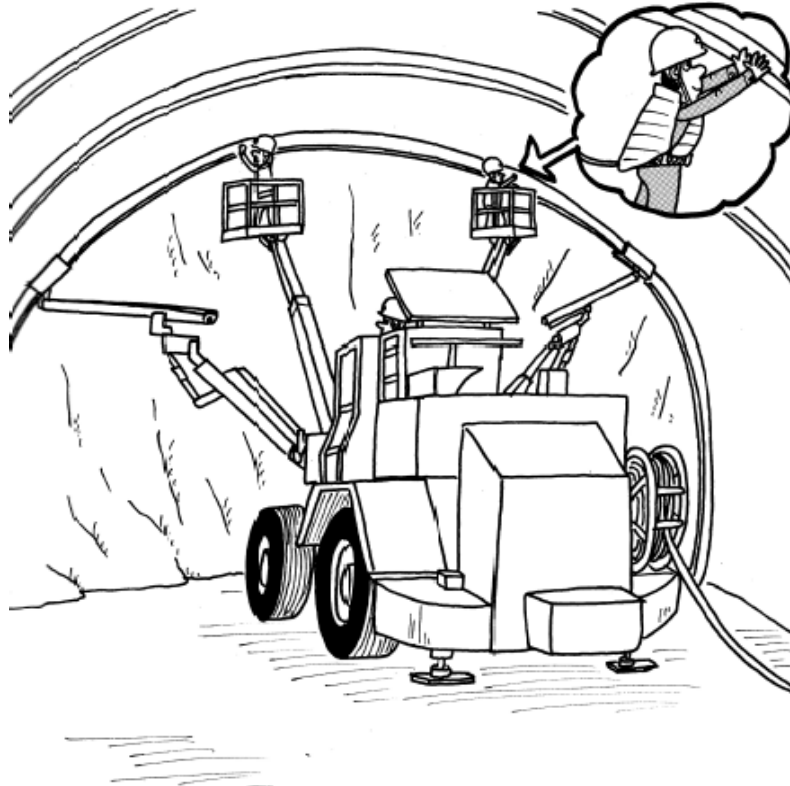
安全帯の作業別使用例

NO.	24	「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ
-----	----	--

「フルハーネス型」

「胴ベルト型」
で差し支えない

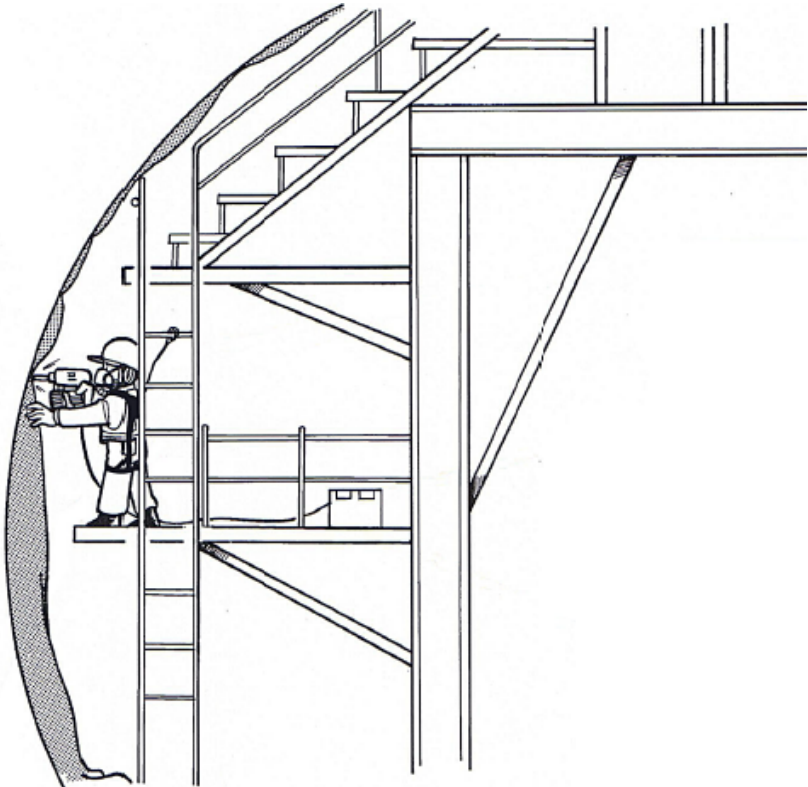
2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労務安全研究会

作業の 具体例	トンネル工事	
	トンネル坑内でのドリルジャンボの バスケット上での作業	
建設業界推奨	胴ベルト型	
特別教育 該当の有無	該当なし	
作業時 の高さ	6.75m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]
	5m	
	2m	
		
※ドリルジャンボは高所作業車には該当しません。 ※手すり・中棧等が取り外された場合は法的義務が発生するため、5mを超える高さではフルハーネス型を使用する。 (519条2項)		
関係条文	労働安全衛生規則 第383条の3 3号(ずい道等の掘削等作業主任者の職務) 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。	

安全帯の作業別使用例

NO.	25
「赤字」: 法令・ガイドラインに基づく 「青字」: 建設業界としての申し合わせ	

「フルハーネス型」	「胴ベルト型」 で差し支えない
2019年1月1日 (一社)日本建設業連合会 建設労務安全研究会	

作業の 具体例	トンネル工事	
	トンネル坑内での シート台車上の作業	
建設業界推奨	フルハーネス型	
特別教育 該当の有無	該当なし	
作業時 の高さ	6.75m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
	5m	「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが 胴ベルト型でも可。 ガイドラインではフルハーネス型]
	2m	「胴ベルト型」で 差し支えない [法的には使用不要]
 シート台車等の作業床の端に囲い等を設けることが著しく困難な場合の例		
※高さ5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合はフルハーネス型を使用する。 ※セントル台車等で手すり・中棧が取り付けられている箇所のみで作業する場合は、胴ベルト型で差し支えありません。(法的には使用不要)		
関係条文	労働安全衛生規則 第383条の5 3号(ずい道等の覆工作業主任者の職務) 事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。 労働安全衛生規則 第519条2項(作業床の端等からの墜落防止) 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	

〈参 考〉

労働安全衛生法

※「安全带」を「要求性能墜落制止用器具」に置き換える改正は 2019 年 2 月 1 日から施行される

労働安全衛生規則第 518 条（作業床の設置等）

事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第 519 条（作業床の端等からの墜落防止）

事業者は、高さが 2 メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において、「囲い等」という。）を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第 194 条の 22（要求性能墜落制止用器具等の使用）

事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

- 2 前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

クレーン等安全規則第 26 条（搭乗の制限）

事業者は、クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

クレーン等安全規則第 27 条（搭乗の制限）

事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

- 2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。
 - 一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。
 - 二 労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第 130 条の 5 第 1 項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させること。
 - 三 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。
- 3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

ゴンドラ安全規則第 17 条（要求性能墜落制止用器具等）

事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第 130 条の 5 第 1 項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下この条において「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させなければならない。

- 2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の要求性能墜落制止用器具等は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。
- 3 労働者は、第 1 項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	✕→	✕
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）

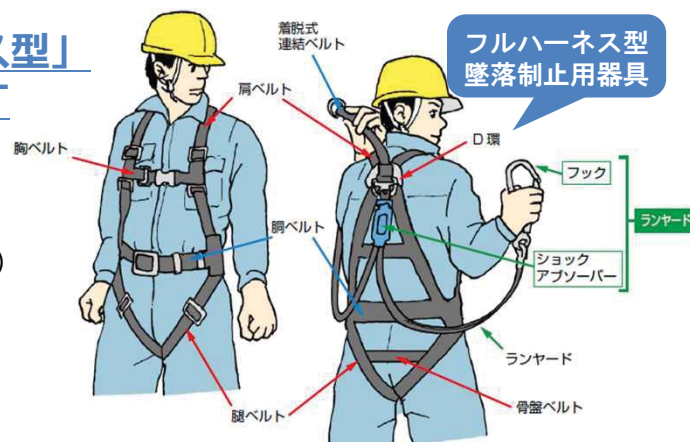
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものをを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2 ~

ガイドラインについて P 4 ~



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H30.7

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者が義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5 ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の 規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目（学科4.5時間、実技1.5時間）**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

● 自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

● 落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

● 垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

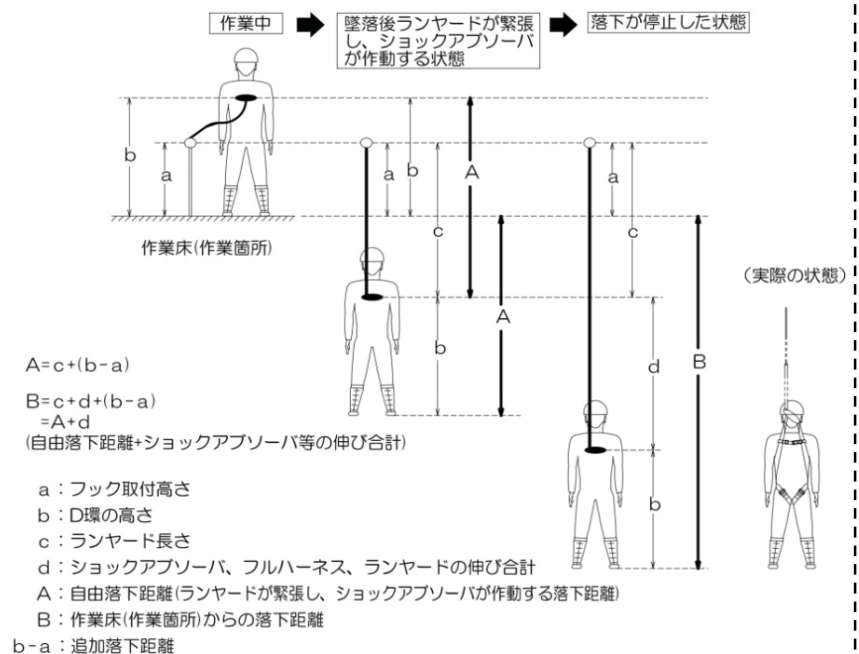
● 水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

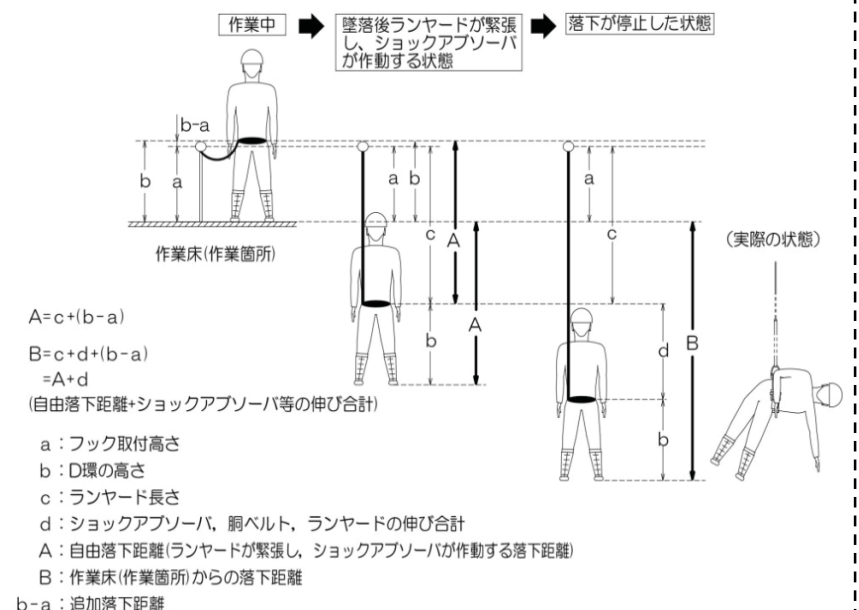
● ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

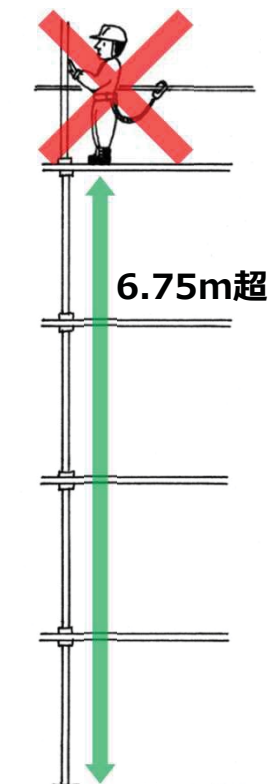
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



6.75m超

要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



85kg用

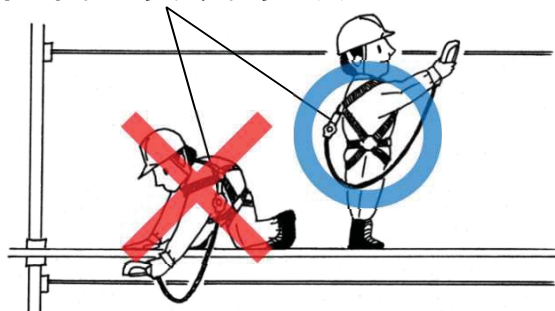
(100kg用が適切な者)

要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

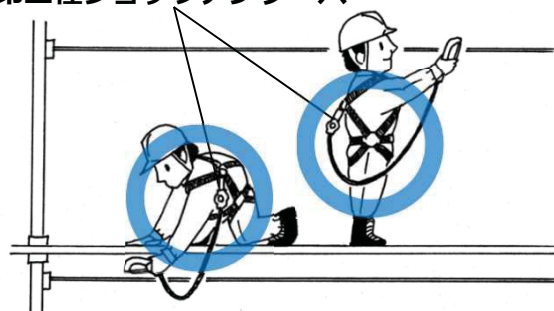
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(＝6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。

○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行之、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)

第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者には義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)第13条第3項第28号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)等及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用具を使用して行う作業について適用する。

第3 用語

1 墜落制止用具を構成する部品等

- (1) フルハーネス型墜落制止用具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用具をいう。
- (2) 胴ベルト型墜落制止用具 身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用具をいう。
- (3) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備(墜落制止用具を安全に取り付けるための設備をいう。)等とを接続するためのロープ又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。
- (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかき形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0 キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0 キロニュートン以下であるものをいう。
- (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ(以下「ロープ等」という。)をいう。
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラビナ(以下「フック等」という。)の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう(図1及び図2のA)。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等により自由落下距離を加えたものをいう(図1及び図2のB)。

2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
- (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけるロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状態で身体の仕事位置を保持するためのものをいう。
- (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。
- (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔等の建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

3 その他関連器具

- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
- (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

(※図1・図2省略)

第4 墜落制止用具の選定

1 基本的な考え方

- (1) 墜落制止用具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
- (2) 適切な墜落制止用具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)の選択

が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用具を選択する必要があること。

- (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値(4メートル)及びショックアブソーバの伸びの最大値(1.75メートル)の合計値に1メートルを加えた高さ(6.75メートル)を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

2 墜落制止用具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

(1) ショックアブソーバ等の種別の選定

- ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。
- イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
- ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

- ア ランヤードに表示された標準的な条件(ランヤードのフック等の取付高さ(a): 0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b): 1.45メートル。以下同じ。)の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。
- エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。
- オ 胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

(3) 体重に応じた器具の選定

- 墜落制止用具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- (4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安
建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件(ランヤードのフック等の取付高さ: 0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ: 1.45メートル、ランヤード長さ: 1.7メートル(この場合、自由落下距離は2.3メートル)、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値: 1.2メートル、フルハーネス等の伸び: 1メートル程度)を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所では作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

3 墜落制止用具の選定(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具(以下「ワークポジショニング用具」という。)は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用具を併用する必要があること。
- (1) ショックアブソーバの種別の選択
ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。
- (2) ランヤードの選定
ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保ちつつ、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であること。
- エ 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用すること。この場合、伸縮調節器により、必要最小限のロープの長さで使用する。

(3) 体重に応じた器具の選定

- 墜落制止用具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) フルハーネス型の選定

- ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

- (1) 墜落制止用具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降(昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。)は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。
- (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制

止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。

- (3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用方針

(1) 墜落制止用器具の装着

- ア 取扱説明書を確認し、安全に必要な部品が揃っているか確認すること。
- イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなるものがないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全に必要な部品を取り外さないこと。胸ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の間に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。
- ウ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。

- エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていないことを目視により確認すること。

- オ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けるといけないようにするため、環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。

- カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。

- キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。

(2) 墜落制止用器具の取付設備

- ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けられないこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。

- イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。

(3) 墜落制止用器具の使用方針(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。

(4) 墜落制止用器具の使用方針(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれのないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。
- エ ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用に使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たすランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。

(5) フック等の使用方法

- ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。
- イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。
- ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。
- エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

2 垂直親綱への取付け

- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等をつけて使用すること。
- (2) 一本の垂直親綱を使用する作業人数は、原則として一人とすること。

- (3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- (4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (5) 長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻りに横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講ずること。
- (2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とすること。
- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

点検は、日常点検のほか定期的に一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全に必要な部品が全て揃っていることを確認すること。

- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートの溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態
- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけど、キンクや燃りもり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態
- (5) 巻取り器のストラップの巻き込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。各部位の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいため念入りな点検が必要であること。

また、工具ホルダー等を取り付けられている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

2 保守

- 保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品(例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード)を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。
- (1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- (2) ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。
- (3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗ること。
- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。
- (5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いのて、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。
- (6) 巻取り器については、ロープの巻き込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

- (1) 直射日光に当たらない所
- (2) 風通しがよく、湿気のない所
- (3) 火気、放熱体等が近くにない所
- (4) 腐食性物質が近くにない所
- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。(※図表省略)

ご不明の点等ありましたら、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

墜落制止用器具に係る質疑応答集

(平成30年11月20日付、基安安発1120第2号)

墜落制止用器具に係る質疑応答集

平成 30 年 11 月

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

目次

1	墜落制止用器具の定義.....	2
2	施行日及び経過措置.....	2
3	墜落制止用器具の選択.....	3
4	特別教育の対象作業.....	4
5	特別教育の科目の省略.....	6
6	特別教育の実施者.....	9
7	特別教育の記録.....	9
8	その他.....	10

(注記)

旧規格：「安全帯の規格」（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号）

新規格：2019 年 1 月に告示予定の「墜落制止用器具の規格」

1 墜落制止用器具の定義

【質問 1－1】

安全帯と墜落制止用器具はどう違うのか。

(答)

「墜落制止用器具」には、従来の「安全帯」に含まれていたワークポジショニング（身体を作業箇所に保持すること）用の器具である旧規格のU字つり用胴ベルト型安全帯（以下、「U字つり用胴ベルト」といいます。）は含まれません。

なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」、「一本つり胴ベルト型安全帯」、「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2 施行日及び経過措置

【質問 2－1】

施行日（2019 年 2 月 1 日）以降、一本つりの胴ベルト型墜落制止用器具は高さ 6.75 メートルを超える箇所で使用できなくなるのか。経過措置はないのか。

(答)

使用できません。

ただし、経過措置により、2019 年 8 月 1 日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022 年 1 月 1 日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												✖
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日)												
					★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能								✖
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

【質問 2－2】

施行日（2019 年 2 月 1 日）以降、U 字つり用胴ベルトは使用できなくなるのか。
経過措置はないのか。

（答）

U 字つり用胴ベルトについては、ワークポジショニング用の器具として使用することは差し支えありませんが、施行日（2019 年 2 月 1 日）以降、墜落制止用器具には該当しませんので、高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合、墜落制止用器具（フルハーネス型又は一本つり胴ベルト型（高さ 6.75 メートルを超える箇所ではフルハーネス型））との併用が必要になります。

ただし、経過措置により、2019 年 8 月 1 日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U 字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022 年 1 月 1 日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

3 墜落制止用器具の選択

【質問 3－1】

高さ 6.75 メートルを超える箇所での作業と、高さ 6.75 メートル以下の箇所での作業が混在するとき、常時フルハーネス型を使ってもよいのか。

（答）

問題ありません。

フルハーネス型は高さによる使用制限はなく、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号）「第 4 墜落制止用器具の選定」の「1 基本的な考え方」においても、「墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること」とされています。

さらに、取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプとランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）を適切に選択することも必要です。

4 特別教育の対象作業

【質問 4－1】

高さ 2 メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないか。

(答)

法令で特別教育が義務付けられるのは、「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所における作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

なお、旧規格に適合しているフルハーネス型安全帯を使用して、高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて作業を行う場合においても、特別教育は必要です。

【質問 4－2】

高所作業車を用いた作業についても、特別教育を行わなければならないか。

(答)

高所作業車のバスケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務付けられません。

なお、高所作業車のバスケット内で作業する場合であっても、高さが 6.75 メートルを超える箇所で作業を行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられます。

【質問 4－3】

「作業床」とはどのようなものか。

(答)

法令上具体的な定義はありませんが、一般的には、足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を指します。

また、ビルの屋上、橋梁の床板など、平面的な広がりを持った建築物の一部分であって、通常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床となると考えられます。具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問４－４】

身を乗り出す作業、手すりがない場所や開口部での作業について、特別教育が必要か。

（答）

一般的に、作業床上での作業であれば特別教育は義務付けられません。具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

なお、高さが２メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けること又は労働者に墜落制止用器具を使用させること等が義務づけられます。

【質問４－５】

高さ２メートル以上の箇所でフルハーネス型墜落制止用器具を着用して通行や昇降をするだけの場合、特別教育は必要か。

（答）

「通行」や「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ありません。

【質問４－６】

「通行」「昇降」の定義はあるか。工事の進捗確認、点検なども「通行」「昇降」に含まれるか。

（答）

法令上の定義はありませんが、一般的に、「通行」とは、通っていくという意味、「昇降」とは、昇ったり降ったりするという意味であり、それ以外の行為（工事の進捗確認、現場巡視、点検など）は、「通行」や「昇降」にはあたりません。

ただし、昇降を主たる目的として、昇降しながら昇降用の設備（はしご等）の健全性等を確認するような場合は「昇降」に含まれます。

5 特別教育の科目の省略

【質問 5－1】

特別教育は、2019 年 2 月 1 日までに、全員が受けなければならないのか。科目の省略はないのか。

(答)

一般には、必ずしも全員ではなく、高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に就く者に対しては、2019 年 2 月 1 日までに特別教育を行わなければならない。ただし、一定の経験のある者については、以下のとおり、一部の科目の省略が可能です。(平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 1 号)

- ① 施行日(2019 年 2 月 1 日)時点において、高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に 6 月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」、
「墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識」、
「墜落制止用器具の使用方法的」の科目を省略できます。
- ② 施行日(2019 年 2 月 1 日)時点において、高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところで胴ベルト型を用いて行う作業に 6 月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」の科目を省略できます。
- ③ 足場の組立て等特別教育受講者又はロープ高所作業特別教育受講者は、「労働災害の防止に関する知識」の科目を省略できます。

なお、改正省令公布後施行日(2019 年 2 月 1 日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を施行日以降に再度受講する必要はありません。

<参考：特別教育について（安衛則第 36 条、安全衛生特別教育規程第 24 条）>

<学科教育>

科目	範囲	時間
作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用法	2 時間
労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	0.5 時間

<実技教育>

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用 方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5 時間

【質問５－２】

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の修了者は、特別教育の科目を省略できるか。また、「とび技能士」などは特別教育の一部省略はできないか。

（答）

特別教育の一部省略の条件等は【質問５－１】（答）のとおりですので、「足場の組立て等作業主任者技能講習の修了」や「とび技能士」をもって特別教育の一部の科目の省略はできません。【質問５－１】（答）の要件に該当するかどうかで判断してください。

【質問５－３】

科目省略の要件に、「６月以上従事した経験」とあるが、この経験は胴ベルト型又はフルハーネス型を用いた作業であれば、どのような作業でもいいか。

（答）

高さが２メートル以上の箇所での作業であれば、作業内容に限定はありませんが、「６月以上従事した経験」に該当するためには、継続的にその作業に就いている必要があります。

【質問５－４】

「６月以上従事した経験」の証明に、定められた基準はあるか。

（答）

一般的には、当該労働者を雇用する（していた）事業者が証明することになると思われます。

証明に関して、法令で定められた基準・様式等はありません。

【質問５－５】

「６月以上従事した経験」の考え方について、特別教育受講時点では６ヶ月の経験がないが、施行日（２０１９年２月１日）時点では６ヶ月以上の経験がある見込みであるとき、特別教育の一部省略はできるか。

（答）

６ヶ月以上の経験を見込み、施行日より前に科目の一部を省略して特別教育を受講いただくことは問題ありません。

ただし、施行日において経験が足りない場合には、省略した科目の補講が必要となりますので、ご注意ください。

６ 特別教育の実施者

【質問６－１】

特別教育は、外部の教育機関で受講しなければならないのか。

（答）

法令では、事業者には、特別教育の実施を義務付けておりますので、事業者が自ら特別教育を実施するのは、当然、差し支えありません。

【質問６－２】

特別教育の講師要件はあるか。

（答）

特別の資格要件はありませんが、特別教育の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。（平成 27 年 8 月 5 日付け基発 0805 第 1 号）

７ 特別教育の記録

【質問７－１】

特別教育の修了証や書類の保存義務はあるのか。

（答）

事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これらを３年間保存しなければなりません。

8 その他

【質問 8－1】

高さを算定する場合の基準点は地上となるか。屋根や足場は基準点となるか。

(答)

原則として地上（GL）を基準としますが、十分な広さを持つコンクリート床面の上方で高所作業を行う場合など、さらにそこから墜落することが想定できない場合などについては、その高さを基準点とすることができます。

具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問 8－2】

フルハーネス型を購入する際に補助金があると聞いたが、どのようなものか。

(答)

新しい規格に対応する機械への更新等を促進する目的で、「既存不適合機械等更新支援補助金事業（仮称）」を平成 31 年度予算として要求しているところです。平成 31 年度予算が成立するまで、具体的な内容は未定です。

特別教育対象作業に該当するかを判断するための「作業床」の定義(判断例)

本足場(二側足場)	床材(W=40cm以上) ※1	本足場にブラケットで追加された床材(W=40cm以上)	本足場にブラケットで追加された床材(W=24cm)(足場と構造物の隙間ぎりぎりに跳ね出す場合等)
	作業床とみなされる	作業床とみなされる	作業床とみなされる
一側足場	床材(W=40cm以上)	床材(W=24cm)(敷地が狭くW=40cm以上を確保できない場合)	単管抱き足場(敷地が狭く床材を敷くことができない場合) ※2
	作業床とみなされる	作業床とみなされる	作業床とみなされない(特別教育対象)
つり足場	床材(W=40cm以上)	床材(W=24cm)(床材の下方・側方に網又はシートを設けた場合) ※3	単管、角パイプ、大引材等(足場組立、解体時等に足を一時的に乗せる場合) ※4
	作業床とみなされる	作業床とみなされる	作業床とみなされない(特別教育対象)
型枠工事	スラブ材(ベニヤ、デッキ等)上での作業(スラブ型枠が組み立てられ固定されている場合)	梁上での作業(スラブ型枠が組立中で未完成の場合)	大引材(バタ角等)上での作業(型枠組立、解体時等に足を一時的に乗せる場合) ※4
	作業床とみなされる	作業床とみなされない(特別教育対象)	作業床とみなされない(特別教育対象)
鉄筋工事	完成したスラブ型枠上での作業	地中梁鉄筋に足場板(W=24cm)等を敷き、結束された場所上での作業	地中梁鉄筋上での作業(鉄筋上に足場板等の敷設がない場合)
	作業床とみなされる	作業床とみなされる	作業床とみなされない(特別教育対象)
屋根工事	屋根上での作業(勾配がない陸屋根の場合)	屋根上での作業(屋根の勾配が6/10未満の場合) ※5	スレート屋根等に敷いた足場板(W=30cm以上)上での作業 ※6
	作業床とみなされる	作業床とみなされる	作業床とみなされる

※1 本足場(二側足場)は床材の幅が40cm未満の場合は法違反となります。(安衛則563条1項2号イ他)

※2 作業床の設置が可能であるにもかかわらず抱き足場を設けた場合には法違反となります。(安衛則518条1項)

※3 つり足場は、作業床の下方又は側方に網又はシートを設ける等の措置を講じずに、床材の幅を40cm未満とした場合は法違反となります。(安衛則574条1項)
足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、幅40cm以上の作業床を設けなければなりません。ただし、当該作業床を設けることが困難なときはこの限りではありません。(安衛則564条1項4号)

※4 組立てや解体等の一連の作業の中で、単管、角パイプ、大引材等に一時的に乗って作業を行う場合は作業床とはみなされません。

※5 屋根勾配が6/10以上の場合には屋根面を作業床としてみなすには不適切です。「足場先行工法に関するガイドライン」では、屋根勾配が6/10以上又は滑りやすい材料の屋根下地の場合には、20cm以上の幅の作業床を2m以下の間隔で設置することを求めています。

※6 スレート等の屋根上で作業を行なう場合には、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければ法違反となります。(安衛則524条)

※具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

建設工事における
“墜落制止用器具（通称「安全帯」）に係る『活用指針』

〔発行〕 2019 年 1 月 1 日

監修・発行〔提示〕： （一社）日本建設業連合会 安全委員会

作成・編集〔策定〕： 建設労務安全研究会